

代議員選出規程

第1章 総則

(目的と定義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）定款第5条及び第12条の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 代議員とは本協会の正会員であり、この規程に基づいて選出された者が正会員を代表して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という。）における社員として、社員総会で議決権を行使する者をいう。
- 3 代議員は審議の充実と向上を図るため、社員総会への出席に努めるものとする。
- 4 代議員は正会員から選出された代表者として、本協会の会務運営について社員総会で意見を述べることができる。

(選挙執行者)

第2条 代議員を選出するために、本協会の正会員による代議員選挙を行う。

- 2 前条の選挙中、選挙の執行者は会長とする。

(選挙の管理)

第3条 代議員を選出するために、本協会の正会員による代議員選挙は、代議員選挙管理委員会が管理する。

- 2 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

第2章 代議員選挙管理委員会

(委員会の任務)

第4条 この会の代議員の選挙を公正に執行管理するため、代議員選挙管理委員会を置く。

- 2 代議員選挙管理委員会を構成する代議員選挙管理委員は、各選挙区に所属する都道府県支部の正会員の中から1名を任命する。

3 代議員選挙管理委員は、代議員選挙において立候補したとき又は推薦候補者となったときには委員の資格を失う。この場合、選挙区の都道府県支部は欠員を補充しなければならない。

4 代議員選挙管理委員は、本協会の理事や監事を兼ねることはできない。

(代議員選挙管理委員会)

第5条 代議員選出に係る選挙は、本協会の代議員選挙管理委員会が管理する。

2 代議員選挙管理委員会は、各選挙区の都道府県支部に所属する代議員選挙管理委員の中から代議員選挙管理委員長（以下「委員長」という。）を1名、代議員選挙管理副委員長（以下「副委員長」という。）を2名選任する。

第3章 代議員の選出

(選挙の告示)

第6条 代議員選挙管理委員会は、代議員の任期満了となる日の180日前迄に代議員選挙の立候補受付に係る告示を行わなければならない。

2 前項の告示内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 代議員の総定数及び各選挙区の都道府県ごとの定数

(2) 代議員の任期

(3) 代議員立候補の受付期間

(4) 投票日と開票日

(5) その他の必要な事項

(選挙権)

第7条 代議員選挙の選挙権は、代議員選挙の告示日において本協会正会員でなければ行使することができない。

2 前項の正会員は、選挙区に登録されている都道府県支部において選挙権を有する。

(選挙区)

第8条 代議員は、定款第50条（正会員の支部への所属）に規定する都道府県を選挙区とし、選挙区単位で実施される。

2 正会員の所属選挙区は、本協会の会員管理システムに登録されている都道府県支部によるものとする。

(代議員の定数)

第9条 代議員定数とは、選出する代議員の人数を選挙区ごとに定めた数のことであり、定款第12条（代議員制）及び同第2項に定める規定に基づいて理事会が決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年の8月31日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

3 都道府県ごとの代議員の定数は、定款第5条（法人の構成員）に規定する正会員、概ね200人の中から1人の割合をもって選出される代議員の合計数とする。

4 前項の場合において、正会員200人の半数を超える端数については、これを1人として代議員の合計数に加算するものとする。

5 正会員の数が定款第5条（法人の構成員）に規定する200人未満の都道府県には、代議員は1人として計算するものとする。

6 代議員が選出された所属都道府県支部は、任期中にその代議員が選挙区外に変更となった場合でも、選出された選挙区の定数に含まれるものとする。

(候補者)

第10条 代議員選挙の告示日において、本協会の会員管理システムに登録されている正会員は、代議員選挙に立候補することができる。又登録している所属都道府県を立候補できる地区とする。

2 立候補者は、会員2名の推薦を得て、代議員立候補の受付期間内に所定の立候補届出書類を代議員選挙管理委員長に届けなければならない。

3 代議員選挙管理委員長は、前項の届出のあった候補者を含め、当該選挙区で選挙すべき代議員の数を超える候補者を定め、これを期日迄に当該選挙区の代議員選挙管理委員に通知しなければならない。

4 代議員選挙管理委員会は、候補者の名簿を作成し、これを投票用紙と共に有権者に送付しなければならない。この場合に、前項の候補者のうち、定款第10条（除名）に定める被選挙者の資格を欠く者があるときは、これを候補者の名簿より除くものとする。

5 法人役員及び法人役員候補者は立候補することができない。

(都道府県支部長推薦)

第11条 代議員選挙において、第10条に規定する候補者が当該選挙区の代議員定数に満たない場合は、選挙区の都道府県支部長は代議員たるに相応しい者を候補者として任命することができる。

(選挙の方法)

第12条 代議員の選挙は、正会員の投票によって行う。正会員は所属する都道府県支部において、その所属する都道府県支部の選挙候補者の内1名に対して投票する。

2 当該選挙区の代議員選挙管理委員は、通常選挙にあっては退任する代議員の任期満了迄に、補欠選挙又は第17条第2項の規定によって生ずる再選挙にあっては、これを行うべき事由を生じてから90日以内に選挙が終了するよう選挙期日を定め、これを有権者に通知すると共に、所定の投票用紙を送付しなければならない。

3 投票者は、前項の投票用紙に自ら記載し、これを代議員選挙管理委員会へ選挙期日迄に到着するように郵送しなければならない。

(開票作業)

第13条 開票作業は各都道府県支部に開票作業従事者を募り行う。開票作業従事者は、有効票数、無効票数、候補者ごとの得票数、順位を集計結果から算出し、代議員選挙管理委員会に提出する。

2 代議員選挙管理委員会は開票作業従事者の中から選挙立会人を2名任命する。

3 選挙立会人は、開票作業が公正に遂行されたかを監視し、開票録に署名する。

(投票の効力)

第14条 投票の効力は代議員選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては第2項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 第12条第3項に違反するもの

(2) 選挙の期日後に到着したもの(開票前に到着したもので選挙の期日迄の消印のあるものは有効とする)

(3) どの候補者に投票したかを確認し難いもの

(4) 複数に投票したもの

(当選者の決定と告示)

第15条 別段の定めのある場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。

得票数が同一の場合は、代議員選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

2 代議員選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを会長に報告し、選挙結果をホームページ及び会誌に告示しなければならない。

3 代議員選挙管理委員会は、当選人に対し当選証明書を発行する。

(選挙運動)

第16条 立候補した者は、選挙権のある正会員に働きかける選挙運動ができる。選挙運動ができる期間は、選挙告示の日より投票日の前日午後9時迄とする。

2 次に挙げる者は、選挙運動を行ってはならない。

(1) 選挙となる当該選挙区において選挙権のない者

(2) 本協会の代議員選挙管理委員会の構成員

3 全ての者において、次に挙げる行為を禁止とする。

(1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと

(2) 正会員の自宅及び職場等の戸別訪問を行うこと

(3) 文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示

4 前項の規定に反する場合、又は倫理的に問題がなると判断された場合には、代議員選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しを行うことができる。

(1) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、立候補者がこの規程に反する行為を行ったと代議員選挙管理委員会が認めた場合とする。取り消しの期間は1年間とする。

(2) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと代議員選挙管理委員会が認めた場合とする。当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選とする。

(3) 規定に反する及び論理的な問題に該当すると判断され、代議員選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。

(4) 代議員選挙管理委員長は、処罰の結果を公表するものとする。

(当選の無効)

第17条 当選人が選任される迄の間に定款第5条（法人の構成員）に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては当選を無効とし、当選人は次点者をもって充てる。ただし、代議員にあっては所属する都道府県支部の変更のみによってその資格を失わない。

2 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に代議員選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に代議員選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部又は一部の無効を決定する。

3 前項の規定による当選の無効の決定があったときは、第15条第2項の規定を準用する。

(選挙録の保存)

第18条 代議員選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、全投票、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを、当該選挙にかかる代議員の任期の間保存しなければならない。

(代議員の辞任)

第19条 代議員は、定款第9条（任意退会）に基づき、辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(代議員資格の喪失)

第20条 代議員は、定款第10条（除名）及び第11条（会員資格の喪失）に基づき、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 定款第10条（除名）に基づき除名、又は第11条（会員資格の喪失）に基づき本協会の正会員でなくなったとき。

(2) その他解任すべき正当な事由があるとき。

(代議員の欠員)

第 21 条 代議員の定数に欠員が生じた選挙区においては、代議員補欠選挙を行う。

2 但し、欠員が生じても、欠員が生じた日において、その選挙区で登録されている代議員数が 1 人以上で、且つ代議員の総数が本協会の正会員数を 200 で除した数（小数点以下切り捨て）を上回る場合は、代議員補欠選挙は行わない。

3 代議員補欠選挙は、代議員補欠選挙を行うに至る欠員が生じた日より 90 日以内で、且つ社員総会開催日の 30 日より前迄に行う。

（規則の変更）

第 22 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規則は、令和 4 年 6 月 17 日から施行する。